

JAやつしろ 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うことによって、全ての職員がその役割を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間中に育児休業の取得状況を以下のとおりとする。

男性職員・・・期間内に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を90%とすること

<対策>

- 令和5年5月～ 男性職員の取得状況について実態把握を行う
- 令和5年6月～ 育休制度の周知や該当する男性職員へ通知し取得を促す。

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする（時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用を検討する）。

<対策>

- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和5年6月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和5年9月～ 取得実績を四半期毎に管理職へ周知する
- 令和6年4月～ 時間単位での取得制度について検討する